

声明文  
—不当判決を受けて—

石垣市住民投票訴訟原告団

那覇地方裁判所は、本日「却下」という判決を下しました。理由は、私たちが求めている住民投票を保障していた条項が現在削除されているため、確認の利益があるとは認められないとのこと。そこを遡って権利の確認をしていただけないに全く理解に苦しむ判決です。またしても、私たちに住民投票の権利があるかないかの判断することを避けた判決になりました。

私たちは、当時石垣島島内で多くの関心を集めていた平得大俣という陸上自衛隊の配備場所を巡っての住民投票実施を求めています。石垣市が定める石垣市自治基本条例に則り、正式な形で有効な署名を集め請求いたしました。「有権者の4分の1以上の連署を持って請求すれば、市長は住民投票を実施しなければならない」という明確に分かりやすい条文をどう解釈すれば、その請求をしても住民投票を実施しないという選択肢が生まれてくるのか理解できません。

私たちには、当時請求した住民投票に投票する権利があったと信じています。私たちの投票する機会、権利はあの日からずっと奪われたままです。そしてどんなに願っても当時の状況、条件で行うことは叶いません。そこから目を背けないで下さい。痛々しく生々しい事実に向き合ってください。

「国防」という漠然とした大きな権力の名の下に私たちの「権利」が静かに踏み潰されそうになっています。それでもこの「権利」が確かにあることをこれからも叫び続けていかなければいけません。私たちがこうして司法に訴える権利が、先代の人々の絶え間ない努力によって認められ保障されて来たように、何度打ちのめされても立ち向かい叫び続けます。

今回、判断をしないという判決に逃げた司法には、しっかり私たちの訴えに向き合ってもらいたいと思います。私たちは逃げません。控訴する決意です。また、石垣市には過去の過ちを素直に認め、投票する権利を奪われた市民の心に寄り添ってもらいたいと思います。そして、見せしめのように削除した石垣市自治基本条例の住民投票条項についても、改めて考え直す必要があるはずです。より良い石垣市にするために私たちも協力を惜しまない所存です。今一度話し合いの場を作って頂けるよう強く要望します。